

広島県公安委員会告示第2号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和6年1月9日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
3P13 34	告示の日 (令和6年1 月9日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	PニュートキオG REENV1	株式会社アムテックス 代表取締役 水島 勇治 (東京都台東区東上野一丁 目16番1号)	左同